

平成28年度 都市計画マスタープラン改定専門部会 第8回資料
(誘導施策事例)

1 居住や都市機能を誘導するための施策について

2 目的別施策の事例整理

- (1) 居住誘導区域内に居住を誘導する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
- ① 円滑な住み替えの支援（空き家の有効活用などによる市街地での交流と定住促進）
 - ② 住替え後に発生する跡地等の活用
 - ③ 郊外での住宅開発のコントロール
 - ④ 公共交通が便利な地域への居住誘導
 - ⑤ 地方移住の推進
- (2) 都市機能誘導区域に都市機能を誘導する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9
- ① 都市機能誘導区域における都市の諸機能の集積
 - ② 地域需要の変化に対応した都市機能の更新
- (3) 公共交通の活性化に資する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 12
- ① 長野市公共交通ビジョン
 - ② まちなかの賑わい創出
 - ③ 都市機能誘導と連携した公共交通の利用促進
 - ④ 居住誘導と連携した公共交通の利用促進
- (4) 中心市街地の活性化に資する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 15
- ① 中心市街地における長野の価値を高める産業育成
 - ② まちなかの賑わい創出
- (5) 地域ごとの拠点育成に資する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 17
- ① 拠点の特性に応じた定住の促進
 - ② 広域型観光の推進
- (6) 包括的な連携施策・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 18
- ① 選ばれる都市づくりの推進（福祉政策・産業政策・農業政策との連携）

3 立地適正化計画での「施策」記載イメージ（先行都市の計画での示され方）

- (1) 大阪府箕面市（平成28年2月15日公表）・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 19
- (2) 北海道札幌市（平成28年3月策定）・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 22
- (3) 熊本県熊本市（平成28年4月1日公表）・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 31
- (4) 岩手県花巻市（平成28年6月1日公表）・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 37

1 居住や都市機能を誘導するための施策について

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載する。

立地適正化計画には、

- ①居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、
- ②都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、

財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができる。これらの施策については、

- A. 国等が直接行う施策、
- B. 国の支援を受けて市町村が行う施策、
- C. 市町村が独自に講じる施策

に大別することができる。

また、誘導施設の立地を図るために必要な事業等を記載することができる。

次頁に、都市計画運用指針 第8版（平成28年6月13日一部改正）及び立地適正化計画作成の手引き（平成28年4月11日版）より、居住や都市機能を誘導するために市町村が講ずる施策として記載されている事項を整理する。



■ 国などによる支援措置・税制措置の例（立地適正化計画パンフレットより作成）

■ 居住や都市機能を誘導するために市町村が講ずる施策の例

| | ①居住誘導区域内に居住を誘導 (居住環境の向上、公共交通の確保等) | ②都市機能誘導区域内に都市機能を誘導 |
|---------------------|---|--|
| A. 国等が直接行う施策 | | 例えば、 ・誘導施設に対する税制上の特例措置 ・都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 |
| B. 国の支援を受けて市町村が行う施策 | 例えば、 ・居住環境の向上を図るため居住者の利便の用に供する施設を整備 例) 都市機能誘導区域へアクセスする道路整備等 ・公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上 等 例) バスの乗換施設整備等 | 例えば、 ・市町村による誘導施設の整備 ・市町村による歩行空間の整備等 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 等 |
| C. 市町村が独自に講じる施策 | 例えば、 ・居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 例) 家賃補助、住宅購入費補助等 ・基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 等 ・特に、居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置を検討することが望ましい。 | 例えば、 ・民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 ・公共施設の再編や公有地の誘導施設整備への活用など市町村が保有する不動産（公的不動産）の有効活用施策 例) 公有地の誘導施設整備への活用 ・福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和 |
| 備考 | | ・市町村が立地適正化計画において様々な施策を事前明示することにより、民間事業者がその中から活用可能な施策を選択することができるようになり、結果として、都市機能の誘導が図られることとなる。 ・民間による都市機能の立地を誘導するには、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策など投資の判断材料を事前明示することが重要である。 |

「都市計画運用指針 第8版（平成28年6月13日一部改正）」、
「立地適正化計画作成の手引き（平成28年4月11日版）」より作成

2 目的別施策の事例整理

長野市ですでに行われている取り組みや、他都市の先進事例※、また、立地適正化計画を作成することによって適用要件等が広がる国の支援制度等を整理する。

※必ずしも立地適正化計画の施策とは限らず、長野市立地適正化計画に活かせる可能性のあるアイデアという視点でリストアップを行った。活かし方は今後の議題となる。

(1) 居住誘導区域内に居住を誘導する施策

① 円滑な住み替えの支援（空き家の有効活用などによる市街地での交流と定住促進）

・空き家活用バンクの機能強化による中古住宅の活用



出典：長野市空き家バンクホームページ

- + 修繕履歴情報等の蓄積に向けたプラットフォームの構築
- + 維持管理・修繕履歴を反映した既存住宅の評価手法の検討
- + 価格査定マニュアルの普及促進
- + 高齢者等の持家の資産活用と住み替え支援
- + リバースモーゲージ制度等の導入検討 等

・中古住宅のリノベーション支援

▶ SHINKOJIプロジェクト（NPO法人長野門前創造会議）



（シェアオフィス）

※市の支援事例ではなく、市内の交流リノベーション事例です。

出典：長野県公式ホームページ「WEB SITE 信州」

② 住替え後に発生する跡地等の活用

・市民緑地等整備事業（国の支援制度）

地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地等の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業。原則面積要件は2ha以上であるが、居住誘導区域等においては0.05ha以上に緩和している。

・ 空き地等の隣家取得支援制度

隣接する空区画を購入し、区画を統合することによって2世帯住宅として建て替えたり、空区画を駐車場や菜園として活用することへの支援を行う。（隣家取得事例：福井県坂井市）

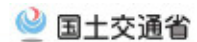
出典：国交省「第5回都市計画制度小委員会参考資料」

③ 郊外での住宅開発のコントロール

・ 市民農園整備事業（国の支援措置）

居住誘導区域外や、居住誘導区域内（教育・学習又は防災に係る計画等の位置づけがある生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合に限り）において市民農園整備の交付対象事業要件の緩和（原則面積0.25ha以上を0.05ha以上に引き下げ）を行い、まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した低密度な市街地の形成に寄与する。

平成28年度 市民農園事業 拡充概要



➢ 今後、人口減少・高齢社会の進展に伴う都市農地の担い手不足により、管理不全となる耕作放棄地の増加が課題
 ➢ 一方、近年では、都市住民のレクリエーションの用に供される市民農園に対するニーズに加え、農業指導の下での農体験に対するニーズが高まり、一団の農地を主体として指導者の下で農体験ができる都市公園（以下「農業体験公園」という）が増加

これらの課題に対応するとともに、都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の保全を図る区域において、市民農園事業を以下のとおり拡充

現行の事業要件

旧名称:「市民農園事業」

- ①対象事業
市民農園(分区分を主体とする都市公園を整備する事業)
- ②面積要件
原則として0.25ha以上。ただし、
1) 都市緑地:概ね0.1ha以上
2) 立地適正化計画の策定を前提として、生産緑地を買取る場合:0.05ha以上(居住誘導区域内の場合、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがあるもの)



農業体験公園の例
(練馬区)

拡充後の事業要件

新名称:「市民農園等整備事業」

- ①対象事業
市民農園(分区分を主体とする都市公園を整備する事業)
緑の基本計画に位置付けられた区域^{※1}において整備する一団の農地を主体とし、農体験の場となる都市公園
 - ②面積要件
原則として0.25ha以上。ただし、
1) 都市緑地:概ね0.1ha以上
2) 立地適正化計画の策定を前提として、生産緑地を買取る場合:0.05ha以上(居住誘導区域内の場合、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがあるもの)
 - 3) 緑の基本計画に位置付けられた区域^{※1}において農地の買取りを行う場合:0.05ha以上
- ※ 緑の基本計画等に緑地と農地の一体的な保全を図る区域として記載されたもの

出典：国交省HP「立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置」

④ 公共交通が便利な地域への居住誘導

・ まちなか居住推進事業／公共交通沿線居住推進事業（富山県富山市）

富山市では、都市マスタープラン等で公共交通を軸とした都市構造を明確化しLRT等の整備公共交通沿線への都市機能の集約、居住推進等を一体的に推進している。

富山市における公共交通を軸としたまちづくり 国土交通省

《まちなか居住推進事業(H17年7月施行)》

中心市街地の夜間人口を65人/haまでに回復させることを目的として、まちなか住宅の建設業者と購入者又は賃貸する市民に対して助成を実施

目 標 今後10年間で約3,000戸の住宅を都心地区で供給
(H16:55.7人/ha → H26:65人/ha)

支援対象 まちなか住宅・居住環境指針(高さ、空地、景観等)に適合する住宅

| | |
|---|--|
| <p>建設事業者への助成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共同住宅の建設費への助成 【100万円/戸】実績29戸 ② 優良賃貸住宅の建設費への助成 【50万円/戸】実績35戸 ③ 業務・商業ビルから共同住宅への改修費助成 【100万円/戸】 ④ 共同住宅に設置する店舗、医療、福祉施設等の整備費用への助成 【2万円/㎡】 ⑤ ディスポーザー排水処理システムの整備費用への助成 【5万円/戸】実績13戸 | <p>購入または賃貸する市民への助成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸建て住宅または共同住宅の購入費等の借入金に対する助成 【50万円/戸】実績239戸 ② 都心地区への転居による家賃助成 【1万円/月(3年間)】実績458戸 |
|---|--|

これまでの実績 (H17.7~H24.3)
合計 969戸

《公共交通沿線居住の推進》

都市マスタープランで位置づけた公共交通沿線居住推進地区への居住を推進するため、まちなか居住推進事業と同等な助成を実施(H19.10~)

(1) 公共交通沿線居住推進地区の設定

公共交通沿線居住推進地区内で住宅を建設・購入される方への支援制度を創出

※(1) 敷軌道の駅から半径500m以内の範囲もしくは、運行頻度の高い(2路線(1日往復60本以上)のバス停から半径300m以内の範囲)かつ
空閑地帯が定められている区域(工業地帯・工業専用地域を除く)を対象とする。ただし、都心地区(約438ha)の区域は除く。

(2) 支援内容

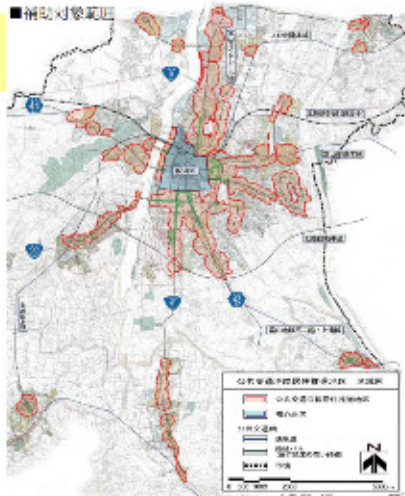
市民向けの支援

- ・戸建て住宅・共同住宅の建設・取得に対する補助:30万円/戸
- ・2世帯住宅の場合は上乗せ補助:10万円/戸
- ・区域外からの転入の場合は上乗せ補助:10万円/戸

事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助:70万円/戸
- ・地域優良賃貸住宅供給事業の対象地域の拡大

実績(H19.10~H24.3) 651戸



出典：国土省「富山市における公共交通を軸としたまちづくり」

・ 集約促進景観・歴史的風致形成促進事業（国の支援措置）

都市における一定規模の人口を確保するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等を創出し、居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

都市における一定規模の人口を確保するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに関する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

■対象地域

- 下記の1の区域要件に該当し、かつ2又は3のいずれかに該当する区域
- 1 居住等機能誘導に資する区域(下記のいずれかの地域)
 - イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域(人口密度40人/ha)
 - ロ 既成市街地※1内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域(立地適正化計画未策定都市に限る)
 - ハ 観光資源等※2を活かして地域活性化を推進する区域(郊外部)
 - 2 景観計画区域
 - 3 歴史的風致維持向上計画の重点区域

■課題

地域固有の資源である景観・歴史資源が建替え等の事由により消滅し、地域の魅力低下を引き起こしているため、地域の賑わい創出につながる活用を行い、居住人口の集約と地域の活性化を図る必要がある。



ただし、以下の「■支援内容」内の⑤、⑩、⑬及び⑭は3の区域要件に該当した場合、支援の対象となる。
 ※1 市街化区域又は市街化調整区域をいう。 ※2 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源等で、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。

■支援内容(ただし、支援内容における事業を実施するためには集約促進景観・歴史的風致形成推進計画の策定が必要。)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① 歴史的風致形成建造物の修理、買取、移設、復元 | ⑦ 建造物の外観修景又は除却 |
| ② 景観重要建造物の修理、買取、移設 | ⑧ 屋外広告物の外観修景、除却又は集約化 |
| ③ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、指定建造物の生活利便向上機能等の導入に資する改修 | ⑨ 周辺建造物の外観修景にあわせて塗装の美化化、緑化等 |
| ④ 指定建造物の生活利便性機能向上機能等の導入に資する協働増築 | ⑩ 良好な景観や歴史的風致を活用し地域活性化の拠点となる施設等の整備 |
| ⑤ 本来有すべき十分な耐火性等を発揮していない歴史的な建造物の修理、改修 | ⑪ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備 |
| ⑥ 景観重要樹木の枯損、倒伏防止措置又は買取 | ⑫ デザインルール又はガイドライン等の検討 |
| | ⑬ 伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工 |
| | ⑭ 伝統工法体験プログラムの構築等 |

★ ①、⑤及び⑩の直接補助のみ補助率1/2。他の補助率は1/3

■生活利便向上機能等の導入に資する整備イメージ(改修・協働増築)



■地域活性の拠点となる施設イメージ



■防火設備の整備のイメージ



出典：国土省「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業概要」

⑤ 地方移住の推進

・新たな家賃補助、住宅購入費補助、税の減免等の検討

(ターゲット：県外からの転居者、Uターン・Iターン、卒業する大学生、新婚、多世代同居)

Uターン促進 多世代住宅建設補助金

過疎化や高齢化が進む中、人口減少や若年人口の流出によるUターンの促進、地域活性化の推進、景観・歴史資源の活用による多世代同居の促進です。

◆制度概要 申請期間において、高齢者が同居するため、新築の家賃又はリフォーム工事を負担するに際して、その費用の一部を補助します。

補助率 工事費の20% (最大100万円) ※子ども1人につき10万円 (最大30万円) ※世帯(世帯主と同居する世帯員が2人以上)を指す

補助対象 ① Uターン者がいること ② 複数世帯で同居すること ③ 新築等の申請がないこと ④ 暴力団員でないこと

補助条件 ⑤ 新築・修繕・増築・リフォーム※する必要があること ⑥ 申請に別添で安全な構造であること ⑦ 過去にこの補助金を受けていないこと

- ※1 次の条件すべてに該当する者
- ・中山間地域(国定または市町村指定の地域)に転入する者
 - ・中山間地域に転入してからの転居(5歳未満)と同等(同一世帯内の転居を含む)とする者
 - ・転入後5年以内(中山間地域に転居し、転入後3年以上を経過する世帯員がある者)
 - ・転居先は、転居先世帯の世帯主
 - ・未成年、子供、孫、孫の世代のうち2人以上の世帯員
 - ・30歳以上の世帯員



◆補助金総額算出例：リフォーム工事500万円、子どもが3人転入する場合 (補助率20%) (最大130万円)



申請先 長野市 申請期間 令和5年度(2023年度) 申請先 長野市 申請期間 令和5年度(2023年度) 申請先 長野市 申請期間 令和5年度(2023年度)

- ・市内の企業と連携した社宅の立地誘導
- ・「Uターン促進多世代住宅建設補助金」制度 (⇒平成27年度創設)
- ・「定住」すれば奨学金返還免除 (栃木県宇都宮市平成28年度から実施)
- ・若年夫婦世帯家賃補助制度
- ・多世代同居リフォーム支援事業 等

出典：長野市HP
 「Uターン促進多世代住宅建設補助金について」
 制度概要パンフレット

(2) 都市機能誘導区域に都市機能を誘導する施策

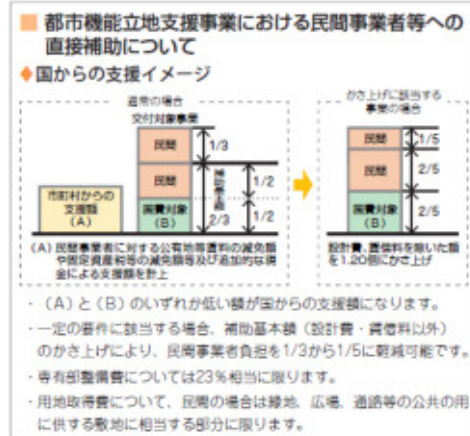
① 都市機能誘導区域における都市の諸機能の集積

・都市機能立地支援事業（国から直接行う施策）

まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者に対して、地方公共団体（市区町村）が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国からも民間事業者に直接支援する新たな補助制度。

制度活用には、立地適正化計画の策定、事業が社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画の関連事業に位置付けられていることが必要。

出典：国交省「都市機能立地支援事業パンフレット」



・誘導施設に対する税制上の特例措置（国から直接行う施策）

▶ 都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例

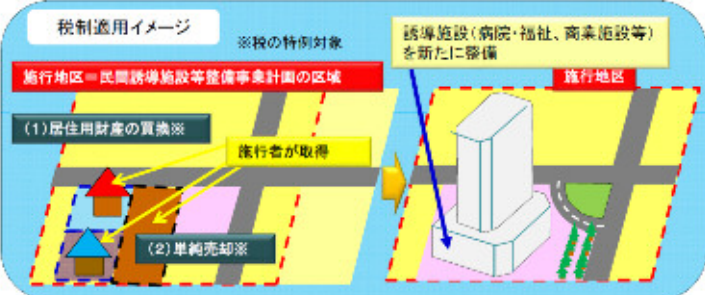
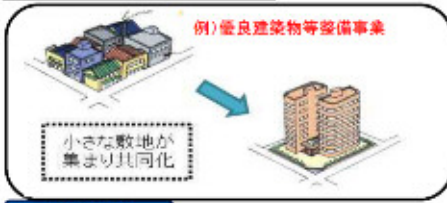
適用イメージ(医療施設の外→内移転)



▶ 誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例

【本税制が適用される範囲】

適用対象事業が任意の民間再開発事業であることが前提
 (※次頁の特定民間再開発事業又は特定の民間再開発事業の要件を満たすものであること。)



出典：国交省「都市機能誘導区域の外から区域内への事業用資産の買換え等の特例」

▶ 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例

▶ 都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例

・都市再構築戦略事業（国の支援措置）

まちの活力の維持・増進（都市再生）や持続可能な集約型都市構造への再構築に資する、まちの拠点となるエリアにおいて、医療・社会福祉等の都市機能を市町村が自ら事業を実施する場合や民間事業者等の整備費の一部負担する場合は、「都市再構築戦略事業」として社会資本整備総合交付金による支援が受けられる。



都市再構築戦略事業において市町村または協議会が実施する以下の事業

| | 対象事業名 | 対象施設等 |
|------|----------------|---|
| 基幹事業 | 中心拠点誘導施設 | 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設 |
| | 連携生活拠点誘導施設 | 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設、地域交流センター |
| | 生活拠点誘導施設 | 医療施設、商業施設、地域交流センター |
| | 高齢者交流拠点誘導施設 | |
| | 道路 | |
| | 公園 | |
| | 古都保存・緑地保全等事業 | |
| | 河川 | |
| | 下水道 | |
| | 駐車場有効利用システム | |
| | 地域生活基盤施設 | 緑地、広場、駐車場（共同駐車場含む）、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公衆空地（屋内空間も含む）、情報機、地域防災施設、人工地盤等 |
| | 高質空間形成施設 | 緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等 |
| | 高次都市施設 | 地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター |
| | 既存建築物活用事業 | |
| | 土地区画整理事業 | |
| | 市街地再開発事業 | |
| | 住宅街区整備事業 | |
| | バリアフリー環境整備促進事業 | |
| | 優良建築物等整備事業 | |
| | 住宅市街地総合整備事業 | |
| | 街なみ環境整備事業 | |
| | 住宅地区改良事業等 | |
| | 都心共同住宅供給事業 | |
| | 公営住宅等整備 | 公営住宅、地域優良賃貸住宅 |
| | 都市再生住宅等整備 | |
| | 防災街区整備事業 | |

出典：国交省「都市再構築戦略事業パンフレット」

・企業立地の奨励

奨励金の交付等により、商工業者の育成と企業立地の促進を図り、地域経済の活性化と雇用の創出を推進する。

▶ 長野市創業支援資金

長野市では、市内で新規開業予定または開業後5年未満の方を対象とした、長期・固定・低利の融資制度を行っている。平成28年度、金利年1.10%。融資の際の信用保証料は原則として市が全額補助する。

② 地域需要の変化に対応した都市機能の更新

・ 公的不動産のPPP等の活用による再整備

小学校跡地等をPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の活用等により再整備し、新たな人の流れを生み出す。

▶ （県内PRE（公的不動産）事業事例：民間活用部分と公共所有の緑地部分を一体整備）

りんご並木商業施設（りんご並木横丁）等整備事業（飯田市）

飯田市は、同市が出資するまちづくりカンパニーが中心市街地で進めている空きビル及び空き家の一体的リニューアルプロジェクトにおいて創出された緑地（公共施設）を市民の憩いのスペースとして活用している。

当該事業の一環として整備された民間駐車場施設「トップヒルズ通り町駐車場」施設は中心市街地に存在するため、中心部へのアクセスの利便性が向上している。

■ 外観イメージ

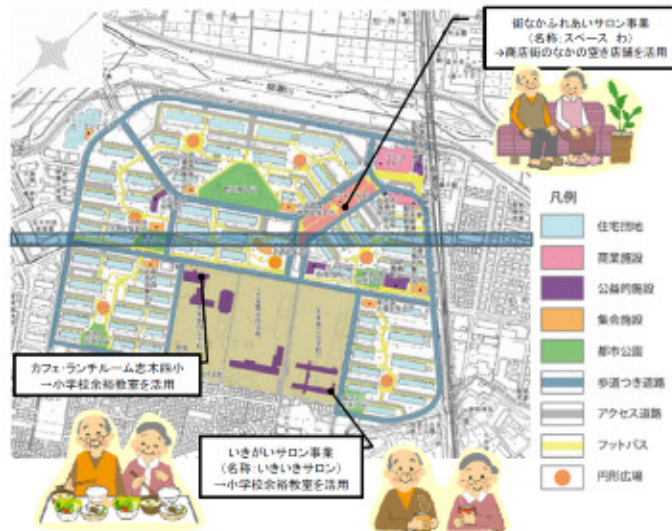


出典：国交省HP

「都市再生特別措置法に基づく民間都市再生整備事業計画の認定について（りんご並木商業施設（りんご並木横丁）等整備事業）」添付資料認定民間都市再生整備事業計画の内容の公表

・ 学校余裕教室や空き店舗を活用したサロン、カフェ等（多世代交流カフェ、埼玉県志木市）

小学校の空き教室を、市民の誰でもが世代を超えて交流することを目的としたフリー・スペース（多世代交流カフェ(旧カフェ・ランチルーム志木四小)等）として活用。



出典：国交省「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」、志木市ホームページ

・ 長野市公共施設再配置計画と連携した公共施設のファシリティマネジメントの推進

公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に実施する。

(3) 公共交通の活性化に資する施策

① 長野市公共交通ビジョン

・長野市公共交通ビジョンの施策の推進

将来にわたって安定した地域の発展や活性化並びに住民福祉の向上を図るための公共交通の構築に向け、目指すべき将来像を明らかにした「長野市公共交通ビジョン」を策定。

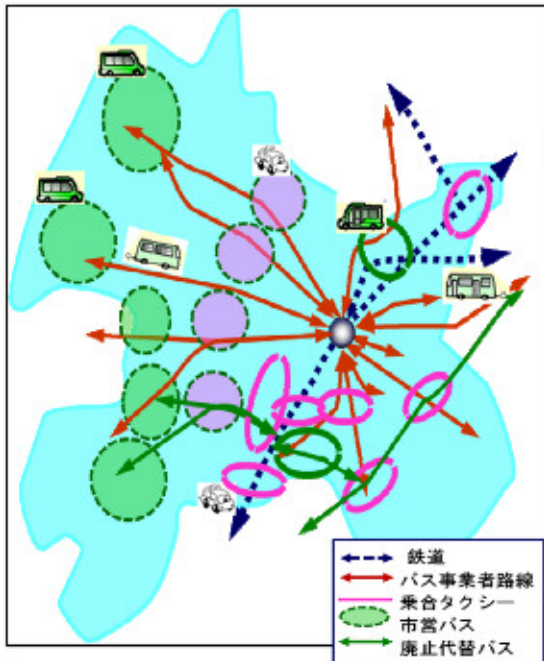


図 43 これまでの公共交通確保圏

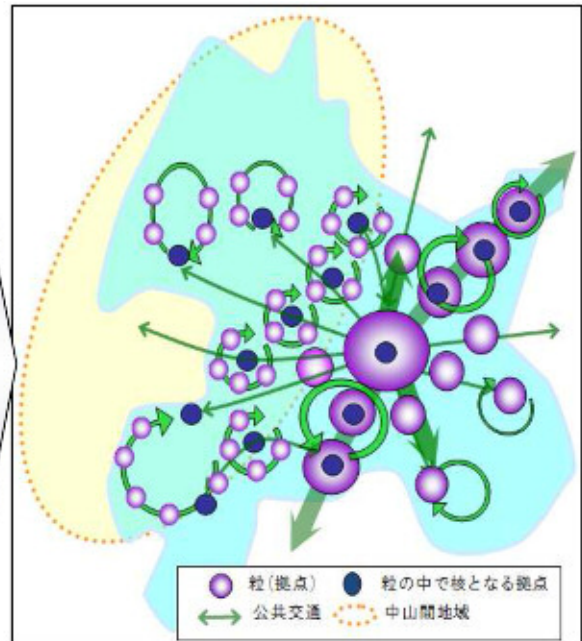


図 44 都市構造と公共交通のイメージ

出典：「長野市公共交通ビジョン（平成27年6月）」

② 公共交通機関相互の接続性の向上

・ICカードによるシームレスな支払方法（キャッシュレス決済）の普及

▶ 長野市共通ICカード「くるる」

バス共通ICカードKURURU（くるる）は、長野市内を走る路線バス（アルピコ交通、長電バス、ぐるりん号）で、運賃の支払いに利用できるカード。バスの乗車時と降車時に、車内の読み取り機にカードを軽くタッチするだけで、自動的に運賃が精算されるので、料金を確認したり、小銭を用意したりする必要がなく運賃支払いの不便さが解消されている。

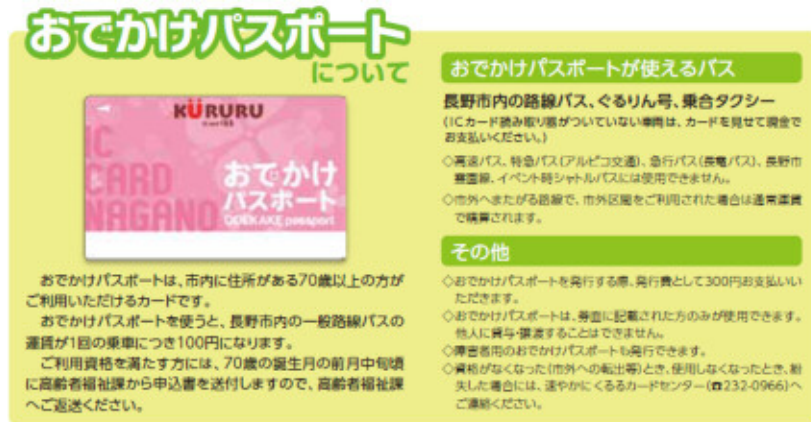
ICカード「くるる」のメリット

- | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------|--|----------------|--|
| 1 簡単 | バスの乗り降りは タッチするだけ。 <small>>>詳細はこちら</small> | 2 お得 | バスに乗る度に ポイントがつく <small>>>詳細はこちら</small> | 3 割引 | 90分以内の乗継で 50円の割引。 <small>>>詳細はこちら</small> |
| 4 さらに | 通勤定期券があれば 土日日は全線100円 <small>>>エコ定期券の詳細</small> | 5 優しい | 繰り返し使えるので 環境にも優しい <small>>>購入・チャージ場所</small> | 6 安心 | 紛失しても安心 再発行可能です <small>>>購入・チャージ場所</small> |

出典：ICカード「KURURU」公式サイト（長野市公共交通活性化再生協議会）、アルピコグループHP

・おでかけパスポート（IC機能付きカード）の普及

長野市内に住所がある70歳以上の方を対象に、市内の一般路線バス、市営バス及び乗合タクシーを通常の大人運賃より安く利用できる乗車証（IC機能付きカード）を発行。



おでかけパスポート
について

おでかけパスポートが使えるバス
長野市内の路線バス、ぐるりん号、乗合タクシー
(ICカード読み取り機がついていない場合は、カードを見せて現金でお支払いください。)

- ◇高速バス、特急バス(アルピコ交通)、急行バス(東電バス)、長野市書道展、イベント特シャトルバスには使用できません。
- ◇市外へまたがる路線で、市外区間をご利用された場合は通常運賃で精算されます。

その他

- ◇おでかけパスポートを発行する際、発行費として300円お支払いいただきます。
- ◇おでかけパスポートは、写真に記録された方のみが使用できます。他人に貸与・譲渡することはできません。
- ◇障害者用のおでかけパスポートも発行できます。
- ◇資格がなくなった(市外への転出等)とき、使用しなくなったとき、紛失した場合には、速やかにくるるカードセンター(☎232-0966)へご連絡ください。

おでかけパスポートは、市内に住所がある70歳以上の方がご利用いただけるカードです。
おでかけパスポートを使うと、長野市内の一般路線バスの運賃が1回の乗車につき100円になります。
ご利用資格を満たす方には、70歳の誕生日の前月中旬頃に高齢者福祉課から申込書を送付しますので、高齢者福祉課へご返送ください。

出典：長野市HP、ICカード「KURURU」パンフレット

・公共交通の利用促進 施策メニュー

公共交通の維持確保のため、そして、温室効果ガスの排出抑制のため、自家用車からバス、電車に乗り換えてもらう運動を展開する。長野市公共交通ビジョン「推進施策3 利用促進」より以下抜粋。

- ◇ 公共交通に関心を持ってもらうよう（仮称）「長野市公共交通の日」を設定し、利用促進キャンペーンの導入を検討します。
- ◇ （仮称）「もう2回バス乗車運動」を実施し、自らがあと2回乗ることでバス運行の収支改善につながることを意識し、行動に移すことで、持続可能な公共交通の維持確保を図ります。

- 公共交通の利用に対し、インセンティブ付与を行い、利用促進に取り組めます。
 - ◇ 公共交通機関の利用促進に積極的な企業等に対して表彰を行います。
 - ◇ 公共交通の利用者に、公共交通以外での優遇措置を検討します。

出典：「長野市公共交通ビジョン（平成27年6月）」

③ 都市機能誘導と連携した公共交通の利用促進

・コンビニ立地促進支援事業等と連携した公共交通と生活サービスの統合

都市内の円滑な移動を確保し、適切な施設立地を誘導するためには、都市構造や土地利用と整合した公共交通の路線設定やバス停留所の位置等を決めるなど交通マネジメントが必要。

【バス停と沿線の施設立地が連携した事例】



百貨店内のバス待合スペース
(岩手県北上市)



コンビニ内のバス待合スペース
(神奈川県横浜市)



中津江村交流促進センター(大分県日田市)



出典：国交省資料

・孫とおでかけ支援事業（富山県富山市、砺波市）

高齢者の外出の機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるために、祖父母と孫（ひ孫）が一緒に来館された場合に観覧料を全額減免し、地域の文化や歴史、科学への関心を幅広い年齢層に広めることを目的として実施。



出典：富山市HP「孫とおでかけ支援事業」について」、共同通信PRワイヤー「孫とおでかけ事業ポスター」

④ 居住誘導と連携した公共交通の利用促進

・公共交通の利用を増加させるターゲット別施策の検討

▶ 地域活動の参加を義務付けて学生の住宅費の一部助成事例（東京都千代田区淡路町）

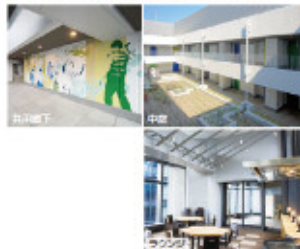
■ワテラスチューデントハウス



ワテラスチューデントハウスは、一般社団法人淡路エリアマネジメントの学生会員として地域交流活動に参加する学生のための家です。ワテラスアネックス」最上階の14・15階という環境で、神田の人情・伝統を感じながら、学生生活を過ごすことができます。

コミュニティを育む仕掛け。

地域活動の計画や仲間とのコミュニケーションには、14Fの専用ラウンジを使うことができます。盛り合いや勉強はもちろん、キッチンをつかって一緒にごはんをつくって食べることもできます。また、明るい4畳のベンチでは、仲間とのんびり会話を楽しめます。



- ・居住誘導区域立地企業の定期券に係る通勤費補助
- ・学生まちなか居住の推進（地域活動の参加を義務付けし、バス定期代・住宅費の一部助成）
- ・学び、仕事、活動の場と居住地をずらして誘導 等



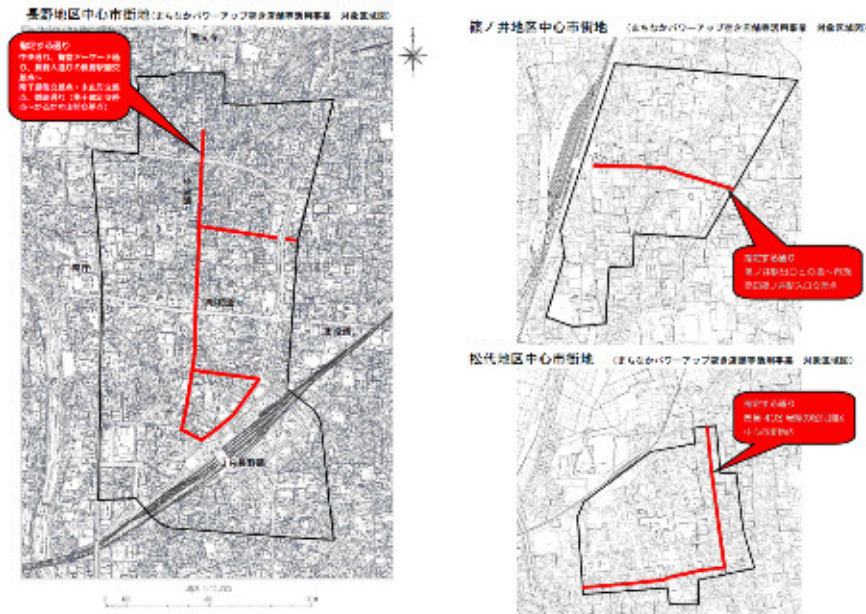
出典：一般社団法人淡路エリアマネジメント「淡路エリマネハンドブック」、神田淡路町 ワテラス (WATERRAS) HP

(4) 中心市街地の活性化に資する施策

① 中心市街地における長野の価値を高める産業育成

・まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金

中心市街地の空き店舗、空き家、空き倉庫等を活用して行う事業に対し、改修・改築費の一部を補助。補助率は経費の2分の1。補助限度額30万円（長野市が指定する通り沿いへの出店の場合は50万円）。



出典：長野市「まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金【概要版】」

② まちなかの賑わい創出

・公共空間の質の向上と長野市ならではのまちなかライフスタイルの発信

都市空間の魅力の増進として、居心地を良くし、賑わい・活気を創出するプレイスメイキングの方策やイベントの活用等。



(善光寺花回廊) 写真：善光寺花回廊実行委員会
(ぱていお大門 蔵楽庭)



(表参道芸術音楽祭)

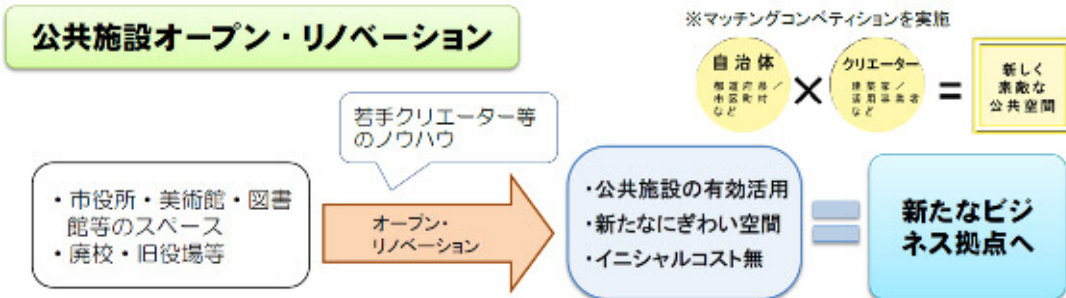


出典：長野市中央通り活性化連絡協議会「善光寺商店街ガイド」、長野市資料

・公共施設オープン・リノベーションの推進

総務省では、美術館や博物館などの公共施設を、クリエイターや建築家などのアイデアを活用して、リノベーションを行い、市民や民間事業者に開放された新しい公共空間に生まれ変わらせる「公共施設オープン・リノベーション」を推進している。

公共施設に新たな付加価値を加えることにより、施設ももとの性能以上に、公共施設を生まれ変わらせ、さらなる集客効果や、周辺エリアの魅力の再認識を図る。



公共施設のオープン・リノベーション ⇒ 地域に住みたくなる空間を



(例)



出典：総務省地域力創造グループ地域政策課「「公共施設オープン・リノベーション」の推進について」

・商業目的でない人の回遊を増やすことを目標とした施策の展開

(事業所、まちなかの活動拠点、まちなか高齢者向け施設整備等の立地誘導)

▶ 商店街の空き店舗や遊休地を利用したまちなか高齢者向け施設 (山形県鶴岡市、北海道滝川市)

| | |
|---------|-----------------------|
| 地方公共団体名 | 鶴岡市(山形県) |
| 分類 | 都市圏内施設、空き家居住、商業活性化 |
| 実施主体 | 会館会社(株) |
| 事業名 | 健康ケアハウス・健康リビング整備事業 |
| 事業期間 | H20～H22 |
| 支援措置名 | 期間的市中心街地商業等活性化支援事業補助金 |
| 支援期間 | H20～H22 |

事業概要

- 健康商店街の空き店舗や遊休地を利用し、まちなか回遊性を高める高齢者向けコミュニティ空間「のぞみハウス」を整備。
- 駅地内に集約した多様な文化・交流施設やイベント広場を整備するとともに、健康商店街や市街地活性化センター等と連携し、居住・福祉・文化事業を一体的に推進するシステムを構築。
- 高齢者向けコミュニティハウス(平成21年4月オープン)は、居住・健康等、多様な高齢者向け生活支援サービスを提供する施設である。隣接する市内歴史文化館(健康館)と協働し、専業主婦、地域資源支援センターが連携し、元気な高齢者が健康と生き生きと「食」と「運動」による健康プログラムを体験する。また、健康館補助金をはじめとする文化事業を推進し、地域文化振興と回遊の支援を図る。

連絡先: 総務課 庶務課 TEL: 0235-25-2111(74563)



| | |
|---------|--------------------|
| 地方公共団体名 | 滝川市(北海道) |
| 分類 | 商業活性化 |
| 実施主体 | 滝川市商店街振興協議会連合会 |
| 事業名 | 商店街活性化づくり事業 |
| 事業期間 | H20～ |
| 支援措置名 | 経済的市中心街地商業等活性化支援事業 |
| 支援期間 | H20～ |

事業概要

- 空き店舗化が進む商店街において、空き店舗を活用した商店街集客拠点「高齢者向け地域地産品・体験型」を「まちなか」(若者向けコミュニティカフェ)を整備し、多様な年代のコミュニティ形成を図りつつ、商店街への集客と回遊性を向上を図る。
- また、「まちづくり推進センター」の整備とH20年度による空き店舗集客拠点事業を実施し、回遊性を高め持続可能な商店街再生を図る。
- 各拠点においてイベント等を行い、商店街への集客を図り、さらに他のコミュニティ施設等とも連携することで回遊性向上を促進するとともに、事業者が積極的に活用することで、回遊性向上のコミュニティ形成・商業活性化を図る。
- 計画における目標「コミュニティ施設利用促進」は達成されており、平成20年度は17,228人の利用があった。(「まちなか」H20年度: 集客促進300,000人)

連絡先: 経済課 観光タウン推進室 TEL: 0123-23-1204



出典：平成21年5月29日内閣官房地域活性化統合事務局、内閣府中心市街地活性化担当室「中心市街地活性化取組事例集【第1版】」

(5) 地域ごとの拠点育成に資する施策

① 拠点の特性に応じた定住の促進

- ・ 居住者のターゲットに応じた多様なライフスタイル、ワークスタイルの発信
(Uターン・Iターン、子育て世帯、親子近居、高齢者、単身世帯、学生等)

・ 「地域おこし協力隊」制度（総務省）の活用

過疎化・高齢化等の問題に直面する地方の自治体が、都市住民を受け入れて地域おこし協力隊として委嘱し、地域おこし活動の支援や農林業の応援などの「地域協力活動」に従事してもらい、その協力隊員の報償や活動費のうち一定額について国から特別交付税による措置がなされる仕組み。

地域おこし協力隊員の活動そのものによる地域の活性化とあわせて、隊員が最終的に地域に定着することによる地域の活性化も制度目的とされている。



出典：長野県HP「地域おこし協力隊、の広場」、長野市地域おこし協力隊隊員ブログ

② 広域型観光の推進

- ・ 空き家の活用等による観光振興（ゲストハウス、宿泊体験施設化）

(市内宿泊体験施設事例) ※市の支援・空き家活用事例ではなく、市内の宿泊体験施設事例です。

ヤングブルー村は、移住を検討される方の信州田舎暮らし体験施設。

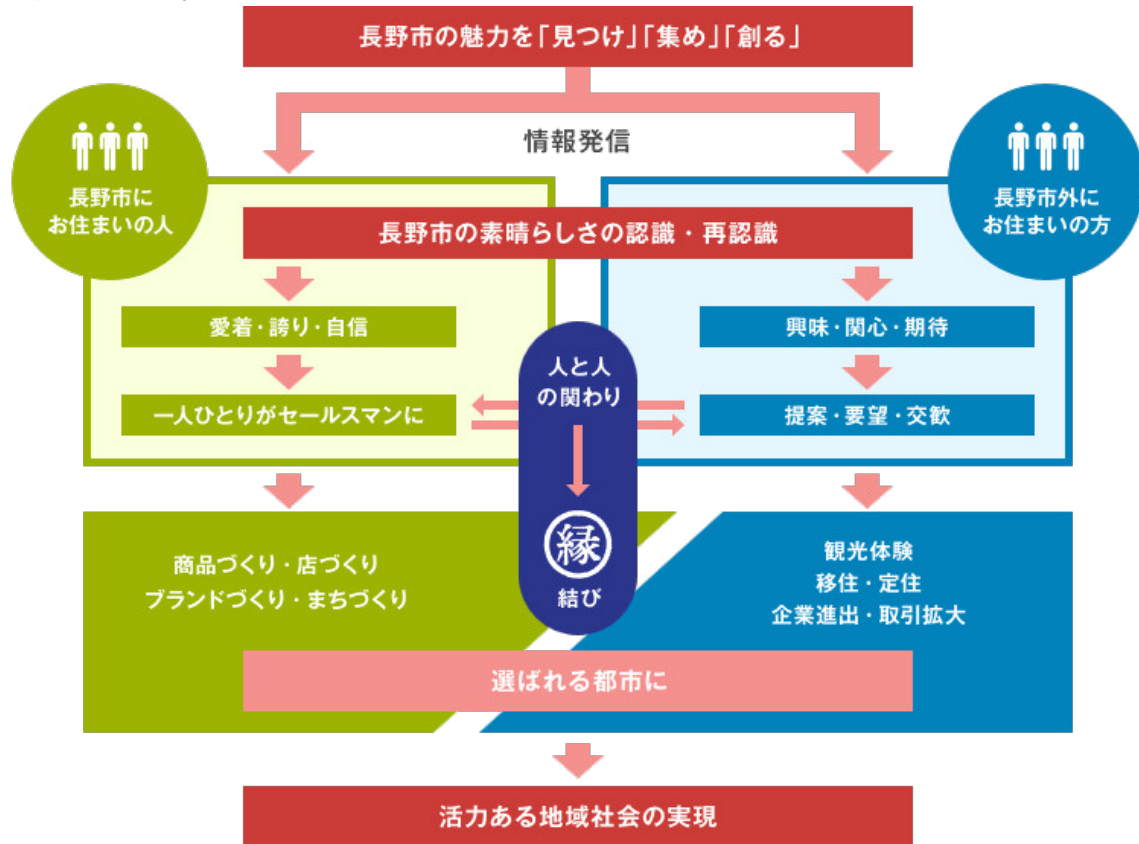
自然を愉しみ、里山で暮らすことをテーマに、田舎暮らしを体験したい方へ向け、農業体験や里山体験、地元住人との交流など、様々なプログラムを企画。

出典：信州田舎暮らし体験施設「ヤングブルー村」HP「ヤングブルー村案内チラシ」

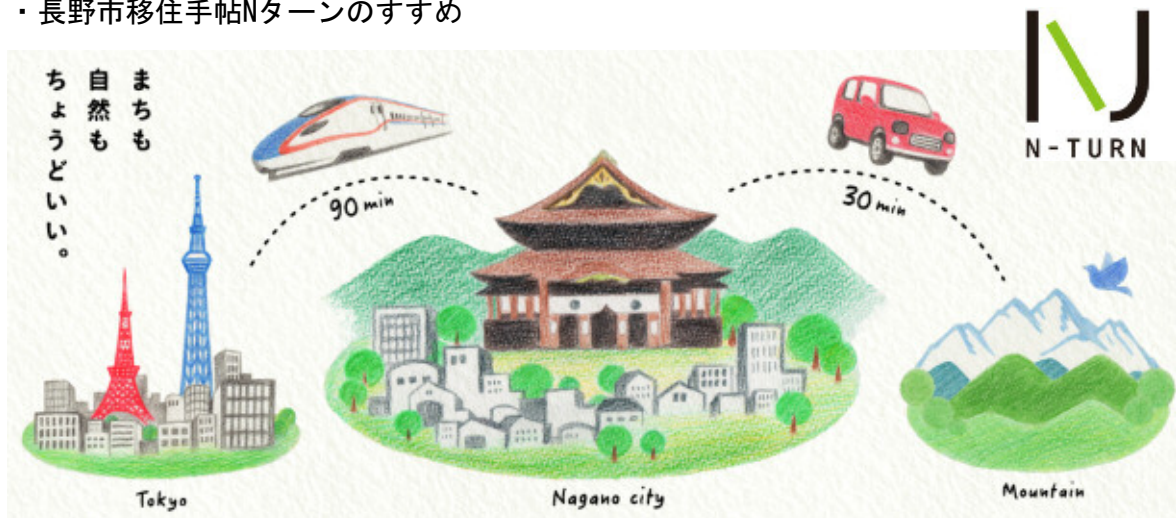
(6) 包括的な連携施策

①選ばれる都市づくりの推進（福祉政策・産業政策・農業政策との連携）

・ながのシティプロモーション



- ・長野市移住促進プロモーション動画
- ・長野市移住手帖Nターンのすすめ



3 立地適正化計画での「施策」記載イメージ（先行都市の計画での示され方）

平成28年6月時点で立地適正化計画を策定済み自治体について、誘導施策の具体的な記載について、参考のため以下より整理する。

計画への記載深度は、都市によって差があり、事業をプロットするパターン（岩手県花巻市）や拠点ごとに優先度を考慮し、先行して取組を進める拠点を示すパターン（北海道札幌市）、優先度を分けて、新たに取り組み施策は「検討する」として別途整理するパターン（熊本県熊本市）などがある。

(1) 大阪府箕面市（平成28年2月15日公表）

出典：箕面市立地適正化計画

10.13. 居住を誘導する施策

法に定められた、居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築しようとするときの市への届出のほか、箕面市では次の施策を行います。

なお、立地適正化計画による居住の誘導は、強制力を伴ったり、規制的手法によって移転を促したりするものではなく、長い時間をかけてゆっくりと居住区域内への居住を誘導するものです。

10.13.1. 国の支援を受けて実施する施策

箕面市では、これまでも国の社会資本整備総合交付金などによる財政支援を受けて、さまざまな施設整備や公共交通の充実に取り組んできています。

今後は、特に居住誘導区域内の都市機能誘導区域へのアクセスを向上するため、駅などの公共交通拠点から都市機能までの歩道のバリアフリー化の促進、端末交通から鉄道への乗り換え利便性の向上のための交通結節点整備など、区域内の公共交通によるアクセシビリティ向上等を図ります。

10.13.2. 箕面市が実施する施策

箕面市においては、市街化区域のうち居住誘導区域に含まれないエリアは、土砂災害ハザードエリア、地区計画などで住宅の建築を排除しているエリア、守るべき緑のエリア、将来的にも人口密度が低く地域特性上これ以上の人口流入がふさわしくないエリア、の4属性です。

このうち、土砂災害ハザードエリアは、現に人が居住し、かつ人口密度が高いエリアが含まれていますが、他の3属性のエリアは、現在も人の居住がほとんどありません。

よって、箕面市が居住誘導区域内への居住を誘導する施策としては、まず、土砂災害のリスクをわかりやすく提示するため、防災マップの全戸配布（ハザードエリアの新たな指定などがあった場合は更新の上、再配布）、地区防災委員会や自治会の集まりなどにおける周知啓発などを行います。

また、守るべき緑など他の属性エリアについては、農地を守る農業振興施策、地区計画を遵守する行政指導などにより、現在の人の居住のない状態を継続できるように引き続き取り組みます。

11.6.1. 国等が直接行う施策

市町村が立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が以下のとおり設けられています。（平成 27 年度（2015 年度）時点）

【都市機能の外から内への移転を誘導するための税制】

- ◎都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例
80%課税繰り延べ

【都市機能を誘導する事業を促進するための税制】

（敷地の集約化など用地確保の推進）

- ◎誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例
 - ①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合
買換特例 所得税 100%
 - ②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率
原則 15%（5%）→6,000 万円以下 10%（4%）
 - ③長期保有（5 年超）の土地等を譲渡する場合
 - ・所得税（個人住民税）：軽減税率 原則 15%（5%）→2,000 万円以下 10%（4%）
 - ・法人税：5%重課→5%重課の適用除外
- ◎都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例
 - ①長期保有（5 年超）の土地等を譲渡する場合
上記③に同じ
 - ②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合
1,500 万円特別控除

（保有コストの軽減）

- ◎都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例（5 年間 4/5 に軽減）

また、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置も講じられており、都市機能誘導区域内の誘導施設を対象に、支援限度額が引き上げられています。

11.6.2. 国の支援を受けて実施する施策

国の社会資本整備総合交付金の活用により、都市機能誘導区域内の一定の誘導施設（医療、子育て支援、商業、通所型福祉施設等）の整備や、大街区化を行う敷地整序型土地区画整理事業等を対象に、国と地方公共団体から財政支援を受けることができます。

- ◎低未利用地、既存ストック活用の場合
事業費の負担割合 国 2/5、地方 2/5、事業者 1/5
- ◎その他の場合
事業費の負担割合 国 1/3、地方 1/3、事業者 1/3
- ◎地方公共団体が交付金事業者となる場合
事業費の負担割合 国 1/2、地方 1/2

11.6.3. 箕面市が独自に講じる施策

11.6.3.1. 公共用地（遊休地）の活用

都市機能誘導区域内に誘導施設を整備しようとする場合は、箕面市が保有する遊休地の活用の可能性について事業者と協議します。

活用の方法（売却または賃貸等）や、賃借の場合の使用料などは、その時点の当該都市機能誘導区域における緊急性などを勘案して判断することとします。

利用可能な市有地の位置（平成27年度時点）



11.6.3.2. 公共施設の複合機能化

箕面市が公共施設を新たに、あるいは移転により整備するときや、増改築を行おうとするとき、または既存の施設について、施設の主たる目的のほか、誘導施設の機能を追加し、公共施設の複合機能化を図ります。

箕面市では、すでに同様の取り組みを始めており、例えば、中部地域の多世代交流センター「稲ふれあいセンター」は、老人福祉センター「松寿荘」の移転新築に際し、松寿荘の機能はそのまま引き継ぎつつ、交流機能と子育て支援機能を追加し、複合施設としてリニューアルしていますし、東部地域の豊川支所においては、低未利用状態であった施設の2階部分に民営の小規模保育事業所が開設されています。

今後、公共施設やインフラ資産の老朽化による更新経費が市の財政に重くのしかかる中、このような公共施設の複合機能化を積極的に推し進め、効率的で効果的な行政サービスの提供と都市機能の誘導を図ります。

7 施策の方向性

7-1 集合型居住誘導区域における取組

集合型居住誘導区域においては、再開発や緩和型土地利用制度の運用などにより、土地の高度利用を図ることで居住機能の誘導に寄与する取組を支援します。合わせて、都市機能の集積、広場・歩行空間創出の誘導など、間接的に居住環境の向上に資する取組についても、居住誘導のための取組として位置付けて推進していきます。

なお、それらの取組については、集合型居住誘導区域内に含まれる「都心」、「地域交流拠点」、「その他の拠点^{※42}」、「複合型高度利用市街地」のエリアごとに、それぞれ以下のとおり推進していきます。

【都心・地域交流拠点・その他の拠点における共通の取組】

◆拠点の特性に応じた都市機能の集積

- ・都市基盤の整備状況や機能集積の動向、後背圏の違いなど、各拠点の異なる特性に応じて、容積率規制の緩和をはじめとした都市開発に係る諸制度や各種支援制度などを活用し、民間都市開発の誘導・調整を積極的に進めて、都市機能の集積を図ります。
- ・地域課題や住民活動の熟度、民間都市開発の動向などを踏まえつつ、必要に応じて基盤整備や市街地開発事業を実施し、機能の集積・向上を支えます。

◆質の高い空間づくり

- ・ユニバーサルデザイン^{※43}による空間整備をはじめ、積雪寒冷地にふさわしい多様な屋内空間やオープンスペースの創出・連続化、美しい都市景観の形成といった多様な観点から、誰もが安心・快適・活発に過ごすことができる空間づくりを重視し、各拠点の魅力と活力の向上を図ります。

◆個々の取組を誘導する指針づくり

- ・拠点の育成・整備に向けて個々の取組を相互に連携・調整するため、地域の課題や住民活動の熟度などに応じ、市民・企業・行政などの各主体の協働による指針づくりを進めます。

【都心における取組】

◆都心でのライフスタイル・ワークスタイルの環境形成

- ・四季を通じて市民や来街者が安心して都心内を回遊できるよう、都心のにぎわい創出に資するような歩行者優先の交通環境を形成します。
- ・誰もが享受できる利便性・快適性の高い環境を創出することにより、都心ならではの魅力的なライフスタイルの実現や、多様なワークスタイルを支える就業環境の強化を図ります。

※42【その他の拠点】3-2（3）に示す都心、地域交流拠点及び高次機能交流拠点以外の地下鉄及びJRの駅周辺など。

※43【ユニバーサルデザイン】高齢者や障がい者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた製品、建物、環境のデザイン。

◆都心部におけるみどり^{※44}の保全・創出

- ・街路樹等の適切な管理や保存樹木制度^{※45}をはじめとした各種制度などにより、都心部の貴重なみどりの保全を図るほか、地区計画などの各種土地利用計画制度^{※46}や民有地緑化への支援などにより、景観や環境に配慮した建築物緑化や広場等オープンスペースの緑化を進め、札幌の顔にふさわしいみどりの創出を図ります。
- ・都心内の河川・公園・緑地等の自然資源を結ぶコリドー^{※47}を形成します。

【地域交流拠点における取組】

◆優先度を考慮した取組の推進

- ・17箇所ある地域交流拠点のうち、「新さっぽろ」、「真駒内」、「篠路」、「清田」については、先行して取組を進めます。
- ・先行して取組を進める拠点のほかは、区役所等の公共施設や大規模民間施設などの建替えの動きがみられるなど「地域動向の変化に応じてまちづくりを進める拠点」や、「後背圏を支えるための取組を進める拠点」、「まちづくりの機運を高めていく拠点」の3ケースに分類して整理し、優先度を考慮しながらそれぞれの特性に応じた取組を推進します。(P52～54 参照)

◆土地利用転換に合わせた都市機能の導入

- ・公有地等における土地利用転換が見込まれる場合には、各拠点の異なる特性を踏まえ、多様な都市機能の導入を検討します。

◆にぎわい・交流が生まれる場の創出

- ・民間都市開発の誘導・調整を積極的に進めて、地域特性に応じたにぎわいや多様な交流が生まれる場（広場・公園など）の創出を図ります。
- ・冬でも安全・快適に移動できる空間を創出していくため、再開発などを活用した建物の地下鉄コンコースへの接続や空中歩廊による駅への接続を促進します。

| | | |
|--------|--------|---|
| 地域交流拠点 | 地下鉄始発駅 | 【新さっぽろ】【宮の沢】【麻生・新琴似】【真駒内】【栄町】 【福住】 |
| | 上記以外 | 【大谷地】【白石】【琴似】【北24条】【平岸】【澄川】【光星】 【月寒】【手稲】【篠路】【清田】 |

※44【みどり】公園、森林、草地、農地、河川などの水面、民有地を含めたすべての緑化されているスペース

※45【保存樹木制度】樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定する制度。

※46【土地利用計画制度】まちづくりの諸施策のうち都市計画法に基づく制度の一つであり、土地利用に関するルールを定め、個別の建築行為などを規制・誘導することによってまちづくりの目標の実現を図るもの。

※47【コリドー】市街地を貫通し、都市に潤いをもたらすオープンスペースの軸になることを目指すもの。

《先行的に取り組む地域交流拠点の現状と今後の方向性》

17 箇所ある地域交流拠点のうち、札幌市まちづくり戦略ビジョンでリーディングプロジェクト^{※48}として位置付けられている「新さっぽろ」、「真駒内」のほか、今後 10 年間のうちに具体的に取り組む拠点として位置付けられている「篠路」、「清田」を含めた 4 箇所における取組を先行して進めることとし、それぞれの拠点の現状と今後の方向性を以下に示します。

新さっぽろ

| | |
|-----|--|
| 現状 | 厚別副都心として大規模な商業機能や公共機能などが古くから集積しているとともに、JR・地下鉄・バスターミナルにより形成された交通結節点として、高い利便性が保たれています。 |
| 方向性 | 平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」に基づき、市営住宅余剰地の活用などを柱として、多様な機能の集積や既存機能との相乗効果により、にぎわい溢れる拠点の形成を目指すとともに、江別市や北広島市などの広大な後背圏の生活を支えるゲートウェイ ^{※49} 拠点として魅力あるまちづくりを推進します。 |

真駒内

| | |
|-----|---|
| 現状 | 駅前には市有施設が集積し、生活拠点としての役割を果たしていますが、それぞれ老朽化が進みつつあります。また、真駒内地域を含めた南区全体における人口減少、少子高齢化が進行を踏まえて、地域全体の魅力を高め、拠点の機能等を向上させるため、平成 25 年（2013 年）5 月に「真駒内駅前地区まちづくり指針」を策定しています。 |
| 方向性 | 真駒内地域の将来の土地利用などを具体化したまちづくり計画を策定し、駅前地区を中心とした滞留・交流空間の充実とともに、定山渓や芸術の森といった高次機能交流拠点はもとより、南区全体の魅力向上に資する拠点の形成を図ります。 |

篠路

| | |
|-----|---|
| 現状 | 鉄道により東西市街地が分断されていることに加え、駅東側の脆弱な社会基盤施設 ^{※50} 、土地の低利用などの課題を抱えており、駅を中心とした拠点の整備が必要となっています。 |
| 方向性 | 平成 26 年（2014 年）3 月に策定した「篠路駅周辺地区まちづくり実施計画」に基づく土地区画整理事業や鉄道高架事業などの社会基盤整備を契機として、拠点としての機能・魅力の向上に向けて取り組みます。 |

※48【リーディングプロジェクト】先導的・模範的・戦略的な取組のこと。 ※49【ゲートウェイ】玄関口

※50【社会基盤施設】ここでは、道路、上下水道、公園などをいう。

清田

| | |
|-----|--|
| 現状 | <p>拠点の中心には区役所・消防署・図書館で構成される清田区総合庁舎が立地し、その周辺には商業施設や病院などの機能が集積しています。</p> <p>また、清田区には軌道系公共交通機関がなく、最寄り地下鉄駅までのルートを中心にバスネットワークが形成されています。</p> |
| 方向性 | <p>短期的には、バス待ち環境の改善など、公共交通サービスの利便性向上に努めます。将来的には、拠点機能の向上のために効果的な取組を展開していきます。</p> |

《その他の地域交流拠点の現状と今後の方向性》

ここでは、それぞれの地域交流拠点の現状や今後の方向性を明確にするため、先行的に取組を進める4拠点（新さっぽろ、真駒内、篠路、清田）を除き、それぞれの拠点を3つのケースに分類し、拠点が置かれている現状や共通する今後の方向性について、以下のとおり整理します。

今後はこの表をもとに、優先度を考慮しながらそれぞれの特性に応じた取組を推進します。

| 地域動向の変化に応じてまちづくりを進める拠点 | | |
|------------------------|-----|--|
| ケース1 | 現状 | <p>【琴似】 多様な都市機能が集積しているとともに、バスターミナルがある地下鉄駅とJR駅が近接しており、高い利便性が保たれています。周辺には区役所等の公共施設が立地しているほか、地域のまちづくり活動などにより、まちづくりの機運が高まりつつあります。</p> <p>【白石】 バスターミナルがあり交通利便性の高い拠点であるとともに、平成28年度には、区役所・区民センターなどが複合した白石区複合庁舎や、庁舎と地下で接続される大型民間施設が供用開始となり、利便性の向上が期待できます。</p> <p>【北24条】【光星】【月寒】 拠点を中心に多様な都市機能が一定程度集積していることに加え、北24条、月寒にはバスターミナルがあり、利便性の高い拠点が形成されています。また、各拠点の周辺には区役所や体育館等の公共施設が立地しています。</p> |
| | 方向性 | <p>主に区役所や公営住宅等の公共施設、大規模民間施設の建替え更新などの動きがみられるなど、地域の動向が変化しつつある拠点では、これらをきっかけとして地域のまちづくりに発展できるよう、地域住民や事業者などとまちづくりの方向性を共有し、交流機能や回遊性の向上を考慮した整備とまちづくり活動の一体的な取組が図られるよう働きかけます。</p> |

| 後背圏を支えるための取組を進める拠点 | | |
|--------------------|---|--|
| ケース2 | 現状 | <p>【麻生・新琴似】 地下鉄始発駅である麻生と JR 新琴似駅が近接し、後背圏につながるバスも充実しており、交通利便性の高い拠点が形成されています。また、周辺には病院などの医療施設が立地しています。</p> <p>【栄町】【福住】 栄町にはバス待合所と駐輪場からなる交通広場、福住にはバスターミナルがあるとともに、それぞれ大型商業施設が立地し、利便性の高い拠点が形成されています。 また、栄町周辺には丘珠空港やスポーツ交流施設（つどーむ）^{※51}が、福住周辺には札幌ドームといった特徴的な施設が立地しています。</p> |
| | 方向性 | 主に後背圏を支えるための取組も必要な拠点であり、ゲートウェイ拠点としての機能強化など、それぞれが抱える地域課題を踏まえ、行政が誘導しながらまちづくりを展開していきます。 |
| まちづくりの機運を高めていく拠点 | | |
| ケース3 | 現状 | <p>【宮の沢】 バスターミナルや大型商業施設、生涯学習総合センター（ちえりあ）^{※52}などが立地しており、利便性の高い拠点が形成されています。</p> <p>【手稲】 大規模な商業施設や病院が立地しているほか、区役所や体育館、図書館などの公共施設が立地しており、JR 駅を中心に多様な機能が集積しているなど、高い利便性が保たれています。</p> <p>【大谷地】【平岸】【澄川】 拠点を中心に一定の都市機能が集積しているほか、大谷地にはバスターミナルがあり、利便性の高い拠点が形成されています。</p> |
| | 方向性 | 当面、施設の建替え更新などの動きがみえない拠点では、町内会や商工会、地域の任意団体などが行うまちづくりの継続的な取組を通じ、地域コミュニティや商店街などの活性化を図ることにより、まちづくりの機運を高めていきます。 |
| | <p>※51【スポーツ交流施設（つどーむ）】軟式野球やサッカーなどのスポーツのほか、集会や式典などイベント等の開催も可能な全天候型施設。</p> <p>※52【生涯学習総合センター（ちえりあ）】市民の様々な生涯学習活動を支援することを目的として、ホールや演劇・音楽の練習スタジオ、メディアプラザ、コンピューター研修室、アトリエ、茶室など、幅広い学習要望に対応できる設備と機能をもつ施設。</p> | |

【複合型高度利用市街地における取組】

◆高密度で質の高い複合型高度利用市街地の実現

- ・集合型の居住機能をはじめとした多様な都市機能の集積や、オープンスペースの創出、歩きやすさを重視した歩行者環境整備等を地域の特性や状況に合わせて進めるために、土地利用計画制度を適切に運用します。
- ・地域特性に応じた魅力的な景観づくりを推進するため、路面電車沿線の地区をモデルとし、地域と協力しながら景観まちづくり指針を作成するなどの取組を行い、その取組を他の地域へと展開していきます。

◆地域特性を踏まえたみどりの創出

- ・人口が増えている既成市街地においては、公園の整備など官・民各々が管理する様々なオープンスペースを活用しながらみどりの確保を図ります。
- ・地域特性や市民のニーズ、公園の配置状況、災害時への対応などを考慮し、地域ごとに求められる機能を把握しながら、公園の再整備を進めます。

7-2 都市機能誘導区域における取組

都市機能誘導区域である「都心」、「地域交流拠点」においては、それぞれ高次都市機能を有する施設や公共施設などを誘導施設として設定しているため、交流空間の創出や安心・安全の確保など、各誘導施設の整備効果を相乗的に高める取組を推進していきます。

なお、それらの取組については、都市機能誘導区域である「都心」、「地域交流拠点」のエリアごとに、それぞれ以下のとおり推進していきます。

【都心・地域交流拠点における共通の取組】

- ◆拠点の特性に応じた都市機能の集積（再掲）
- ◆質の高い空間づくり（再掲）
- ◆個々の取組を誘導する指針づくり（再掲）

【都心における取組】

◆世界が注目する都心強化の推進

- ・国内外からヒト・モノ・投資を呼込む都心ブランドを確立するため、エネルギーネットワークの構築等による環境に配慮した災害にも強いビジネス環境の形成と、都心の資源や資産を生かした都市観光交流の促進やMICE環境の充実を図ります。
- ・市民や来街者が、成熟社会における豊かな都市文化を享受できる環境を充実させるため、高次な都市文化機能の誘導を図り、札幌らしい象徴的な拠点形成を進めます。

◆みどりが感じられ、低炭素化の進んだ都心の形成

- ・北海道・札幌らしい豊かなみどりを感ずることができる空間を、官民連携により創出・拡充します。
- ・エネルギーネットワークの構築や環境にやさしいグリーンビル^{※53}化の推進等により、「環境首都・札幌」を象徴する都心の低炭素化を進めます。

◆都心でのライフスタイル・ワークスタイルの環境形成（再掲）

◆持続的な都心発展の仕組みづくり

- ・都心まちづくりを持続的・発展的に展開するために、多様な主体からなるまちづくりの推進体制を構築します。

【地域交流拠点における取組】

◆優先度を考慮した取組の推進（再掲）

◆土地利用転換に合わせた都市機能の導入（再掲）

◆にぎわい・交流が生まれる場の創出（再掲）

◆環境に配慮した取組の推進

- ・公共施設等の建替え更新時に合わせたコージェネレーションシステム^{※54}等の導入や、周辺民間施設へのエネルギーネットワークの拡充について検討を進めます。

7-3 持続可能な居住環境形成エリアにおける取組

持続可能な居住環境形成エリアでは、人口減少が進む中においても、持続的な地域コミュニティの形成や生活利便性・交通利便性の確保により、良好な居住環境を目指すこととし、以下の取組を総合的に推進していきます。

【持続可能な居住環境形成エリアにおける取組】

◆良質な居住環境の維持・向上

- ・地域固有の資源を活用するとともに、小学校へのまちづくりセンターや児童会館などの機能の複合化による地域コミュニティ拠点の形成や、移動利便性の維持や地域のニーズに対応した交通の実現など、良好な居住環境の維持・向上に向けた総合的な取組を検討します。
- ・一般住宅地でも戸建住宅が多く立地している地域及び郊外住宅地においては、地域における土地の活用や建物の建て方に関するルールづくりなどを支援することにより、良好な居住環境の形成に向けた取組を推進します。
- ・空き家等の適切な管理により、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等対策を推進します。

※53【グリーンビル】省エネや再生可能エネルギーの導入などにより、環境負荷の低減と質の高い室内環境が実現した建物。

※54【コージェネレーションシステム】発電機で電気を作るときに同時に発生する「熱」を、「温水」や「蒸気」として同時に利用するシステム。

7-4 交通に関する取組

集合型居住誘導区域・都市機能誘導区域・持続可能な居住環境形成エリアにおいて、各区域間及び各区域内に有機的な交通体系を確立し、円滑な移動を確保するための施策として、以下の取組を推進していきます。

【公共交通に関する取組】

◆公共交通ネットワークの活用

- ・公共交通機関の持つ個々の特性や役割を生かし、連携を強化することによりネットワークの充実を図ります。

＜地下鉄など軌道系交通機関＞

- ・地下鉄については、将来の交通需要への対応、冬期間における安定した交通機能の確保、様々な拠点の育成・整備、他の交通機関との連絡性の向上などの観点から、その機能の維持・向上や活用について検討を進めます。
- ・JRについては、駅関連施設の整備・改善を促進するとともに、立体化により市街地の分断解消や自動車交通の円滑化を図るなど、周辺の市街地との一体的な再整備の可能性について検討を進めます。
- ・路面電車については、都心や都心部周辺での利便性の高い生活を支えるとともに、魅力ある都心の創造に寄与する都市の装置として、ループ化の実現により得られる効果を検証し、延伸などの機能向上や活用について景観施策とも連動しながら検討を進めます。

＜バス＞

- ・拠点機能の向上や市街地整備の進展等による交通需要の変化に対応し、地域の移動を支えるバスネットワークの維持・改善に向けた取組を進めます。
- ・公共交通の円滑化を図るため、バスレーンや狭小バス路線などの除排雪の強化を図ります。
- ・需要に応じたサービス水準の確保に努めます。

＜乗継施設等＞

- ・地下鉄、JRの駅では、乗継施設等の機能を適切に維持・改善し、民間開発との連携や更新機会を捉えた整備・改修等により利便性や快適性を向上させます。
- ・民間開発などと連携した駐輪場の整備や放置禁止区域の拡大など、総合的な駐輪対策のあり方について検討を進めます。

◆公共交通の質的充実

- ・インターネットやロケーションシステム^{※55}などを活用した交通情報の提供による利便性の向上を図ります。
- ・主要な駅とその周辺の道路を含めた公共空間や車両のバリアフリー化を一体的に推進します。

※55 【ロケーションシステム】GPS（全地球測位システム）等を用いて車両の位置情報を収集し、携帯端末やパソコン等に運行情報を提供するシステム。

【道路ネットワークに関する取組】**◆主要幹線道路網の強化**

- ・骨格幹線道路網の機能を強化します。

◆幹線道路、補助幹線道路の整備

- ・地域の交通状況やニーズに応じて、必要な円滑化対策や道路ネットワークの維持・充実を進めます。

◆既存道路の有効活用

- ・交通の分散化や交差点改良、道路空間の再配分など、既存道路をより有効に活用することを通じて、自動車交通の円滑化を図ります。

◆駐車場の集約化や既存施設の有効活用

- ・都心において、過度な駐車場整備を誘発しないため、駐車場の集約化や既存施設の有効活用などを検討します。

◆自転車の利用環境の改善

- ・地下鉄及び JR の駅周辺における駐輪場の整備を推進するとともに、走行空間の確保やネットワークの検討を進めます。

【広域的な交通ネットワークに関する取組】**◆都心と高速道路間のアクセス強化**

- ・都心と高速道路間のアクセス強化に向け、国とも連携しながら検討を進めます。

【地域特性に応じた交通体系の構築】**◆都心のまちづくりを支える交通体系の実現**

- ・人と環境を重視した交通環境の創出に向け、歩行者ネットワーク、公共交通、自転車、荷さばきや観光バス等について、まちづくりの取組と連携しながら、一体的に方向性の検討や取組を進めます。

◆拠点等における交通機能の向上

- ・各拠点の位置付けやまちづくりの特性に応じ、アクセス性の向上や交通結節点の機能改善、歩行者・自転車等の移動性の向上を図るための取組を進めます。

◆地域交通の維持・改善

- ・主に郊外部においては、移動利便性の維持や地域のニーズに対応した交通のあり方を検討します。

◆歩行環境の充実

- ・各地域の特性に応じて、歩道拡幅や無電柱化などの歩行環境の改善に向けた取組について、検討を進めます。
- ・特に、都心や地域交流拠点などにおいては、それぞれの特性に応じて、地下通路や空中歩廊など、季節や天候に左右されない、安全で快適な歩行環境の充実を図ります。

2 都市機能及び人口密度を維持・確保するための施策

本市が目指す多核連携都市の実現に向けては、都市、医療、社会福祉、教育文化、経済、環境、農業など幅広い分野が同じ将来像に向かって取り組む必要があります。そのため、「熊本市多核連携都市推進協議会」での関係者等の意見を踏まえつつ、庁内会議を設けて部局横断的な調整を図り、都市機能および人口密度を維持・確保するための施策を展開していきます。

施策展開については人口動向を考慮しながら、目標の達成状況に応じて以下の施策を検討します。

1) 現在の取り組みを継続する施策

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保に関する施策

①中心市街地の活性化

- ・中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に基づき、中心市街地における日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。

②都市機能の施設整備

- ・都市再構築戦略事業等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。

③都市計画制度の活用

- ・地区計画等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能を提供する施設維持・確保します。

●居住誘導区域における人口密度の維持に関する施策

①良好な居住空間の形成

- ・歩行環境や自転車走行環境の向上、並びに公共交通へのアクセス性の向上に資する道路整備等を進めます。
- ・公園や緑地といった公共空地・緑化空間が少ない地区については重点的にその整備に努め、幅広い世代にとって居心地の良い居住環境を創出します。
- ・居住誘導区域に位置し、良好な居住環境の形成や居住地選択に対して高い付加価値を生み出す水前寺江津湖公園などの整備に取り組みます。

②不良住宅等の解消

- ・良好な生活環境を確保するため、家屋等が管理不全な状態となることを防止し、管理不全な状態となった家屋等に対しては適正な管理が図られるよう努め、不良住宅等の解消により居住環境の向上を図ります。

③都市災害・自然災害への対策

- ・良好な居住環境の維持・確保に向け、公共空地の確保や内水害対策などの都市災害対策や、土砂災害、河川氾濫などの自然災害対策に取り組みます。

●地域コミュニティの維持活性化に関する施策

①地域コミュニティの維持・活性化

- ・町内自治会への支援により、地域コミュニティ維持を図ります。
- ・農業の有する多面的機能の発揮を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。(多面的機能発揮促進事業)

●その他

①定住促進の支援

- ・U I J ターン希望者のための相談窓口を設置するなど、市域への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取組みます。
- ・熊本市のプロモーション活動により交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化又は移住促進を図ります。

②広域道路交通ネットワークの形成

- ・都市機能誘導区域へのアクセス性向上や、広域的な道路ネットワークの利便性向上により、地域の多様な交流を促進するため、広域道路交通ネットワークの形成に取り組みます。

③自転車利用環境の向上

- ・都市機能誘導区域内の日常生活サービス機能を提供する施設の利用促進に資する駐輪場整備や、良好な居住環境の形成に資する歩行者と自転車が共存する交通環境の整備に取り組みます。

2) 当面、新たに取り組む施策

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保に関する施策

①公有地活用の検討

- ・都市機能誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設の維持・確保について検討します。

②容積率緩和の検討

- ・都市機能誘導区域に立地する誘導施設については、必要に応じて、新設・建替えの際に特定用途誘導地区を活用するなど、容積率緩和の可能性を検討します。

③補助採択基準の見直し

- ・高齢者福祉施設、子育て支援施設等が都市機能誘導区域内に立地する場合の補助採択基準に、立地適正化計画（以下、本計画）に配慮した加点項目を検討します。

④空き家等低未利用地の活用検討

- ・空き地、空き家などの低未利用地を活用した日常生活サービス機能の立地の可能性を検討します。

⑤届出制度の活用

- ・都市機能誘導区域外に立地する誘導施設については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。

⑥公共施設の立地促進

- ・公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等にあたっては、公共施設の用途に応じて、施設の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内への立地を念頭に検討を行います。

⑦民間団体等との連携

- ・都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。

⑧情報提供の充実

- ・細かな地域区分による人口密度や年齢構成割合等の情報提供を検討します。

●居住誘導区域における人口密度の維持に関する施策**①届出制度の活用**

- ・居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する際については、都市再生特別措置法第88条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した居住誘導区域内への立地促進を図ります。

②税制面の措置

- ・平成27年度の税制改正において、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例の対象外となることから、特定空き家等に係る必要な措置について検討します。

③市営住宅の維持更新

- ・市営住宅の維持更新にあたっては、居住誘導区域内で重点的に取り組むとともに、生活支援施設の併設等の機能向上について検討します。

④民間団体等との連携

- ・居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

⑤空き家等低未利用地を活用した居住促進の検討

- ・空き地、空き家などの低未利用地を活用した居住の促進の可能性を検討します。また、空き家については、除却や跡地活用による住環境の向上についても検討します。

●地域コミュニティの維持活性化に関する施策

①まちづくり支援機能の強化

- ・まちづくり支援機能を強化するための拠点として、(仮称)まちづくりセンターを設置し、本庁及び区役所内の各課との連携について検討します。
- ・(仮称)まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域の課題解決について検討します。

●その他

①国への提案、要望

- ・都市再構築戦略事業等において、居住誘導区域内で居住促進に特に資する公園整備や道路整備等については、都市機能誘導区域外であっても基幹事業として取り扱うよう要望を行います。
- ・その他制度改正の要望や、地域の特性にあった施策の提案を行います。

3) 目標の達成状況により新たに検討する施策

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保に関する施策（例）

①整備費用等に対する支援

- ・都市機能誘導区域内に誘導施設を移転・新設する場合、都市機能立地支援事業等の活用により、建物整備費等の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設を対象とします
- ・都市機能誘導区域内で誘導施設が合築・複合化する場合、都市機能立地支援事業の活用により、建物整備費の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設を対象とします

●居住誘導区域における人口密度の維持に関する施策（例）

①定住に対する支援

- ・居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、居住誘導区域内への定住を促進するための支援制度を検討します。

②既存制度の見直し

- ・居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、集落内開発制度の指定区域見直しや、開発許可基準の見直しを検討します。

4) 公共交通ネットワークの充実に関する施策

本市が目指す多核連携都市の実現に向けて、まちづくりと地域公共交通の再編は、相互に連携を図りながら取り組む必要があります。本計画は熊本地域公共交通網形成計画及び同実施計画と密接に関係しており、これらの計画における様々な事業の展開により好循環を生み出し、人口減少・超高齢社会に適応可能な都市づくりを進めていきます。熊本地域公共交通網形成計画における施策の展開方針等については以下のとおりで、本計画との連携を図ります。

【熊本地域公共交通網形成計画抜粋（策定中）】

基本的な方針

- (1) 目指す都市の将来像
「公共交通を基軸とした多核連携都市くまもと」
- (2) 公共交通が果たすべき役割
役割Ⅰ：日常生活に必要な移動を支えること
役割Ⅱ：多核連携都市の実現に貢献すること
役割Ⅲ：まちの賑わい創出・環境改善に貢献すること
- (3) 目指す公共交通の将来像
「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」
- (4) 公共交通の活性化及び再生に向けた取組みの方向性
方向性1：コンパクトシティ+ネットワークのまちづくり
方向性2：広域都市圏を見据えた公共交通ネットワークの形成
方向性3：地域社会全体で支え合う公共交通

目標達成のための施策・事業

- (1) 施策の展開方針
 - ①基幹公共交通の機能強化
中心市街地と15箇所の地域拠点を結ぶ8方面の基幹公共交通軸を機能強化
 - ②バス路線網の再編
基幹公共交通の補完・ネットワーク形成を担うバス路線網を再編・効率化
 - ③コミュニティ交通の導入等
公共交通空白地域等への対応、地域の実情等に応じたコミュニティ交通の導入検討
- (2) 主な施策
 - ①ゾーンシステムの導入
8方面の基幹公共交通軸上に乗換拠点を設定し、乗換拠点における公共交通の幹線・支線化と多様な交通手段の結節を図るゾーンシステムの導入を目指す。
 - ②乗換拠点の整備
ゾーンシステム乗換拠点や地域拠点・鉄道駅の乗換拠点において、交通手段間や公共交通と自転車、自家用車等の交通結節機能の強化を図るとともに、乗換が生じる場合の乗換抵抗の低減を図るために待合環境等の乗換機能の向上を図る。

③バスロケーションシステムの導入

路線バスの現在位置を各バス停やスマートフォンで確認できる「バスロケーションシステム」の導入を目指す。

④都市バスを中心としたバス路線網の効率化

熊本都市バスを中心とした各民間交通事業者の協力体制のもと、都市バスが運行データ等に基づき作成した運行計画書（案）をベースとして、熊本市が各事業者と個別調整を行い、一元的・効率的な利便性の高いバスサービスの提供を目指す。

⑤コミュニティ交通の導入

公共交通基本条例に基づき、公共交通空白地域等への日常生活の移動を支えるコミュニティ交通の導入・維持を行うほか、地域の特性や実情に応じたコミュニティ交通の検討・導入を行う。

⑥公共交通の利用促進

公共交通の利用促進や利用者の担い手としての意識醸成に向けて、出前講座や利用促進キャンペーン等に継続して取り組むほか、モビリティマネジメント等の利用促進策についての検討を行う。

など

6. 誘導に向けた各種事業等

立地適正化計画において掲げている施策・事業実施期間は、平成28年8月1日～34年3月31日までとします。

都市機能誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、誘導施設が適正に維持・存続できるよう、都市機能誘導区域周辺への居住誘導及び市全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

なお、今後、立地適正化計画において掲げた施策・事業については、概ね5年ごとに評価等を行い、必要に応じて同計画を変更します。また、誘導施設など新設・建替え時には、特定用途誘導地区などの活用や、地域地区変更などによる容積率緩和の可能性を検討します。

(1) ハード事業

都市機能誘導区域内において、現在、社会資本整備総合交付金を活用した事業や単事業等を展開する予定となっています。

《花巻駅周辺の都市機能誘導区域における事業》

花巻駅周辺の都市機能誘導区域においては、「総合花巻病院移転事業」、生涯学園都市会館周辺への「図書館（複合）の移転・整備事業」、エセナ跡地へのまちなか回遊を促す「芝生広場整備事業」、誠山房跡を活用した公民連携などによる「集合住宅整備事業」など、計画的かつ段階的な整備を実施していきます。

今後、「まちなか（中心拠点）」を維持・存続していくために、都市再生整備計画事業や土地利用計画において位置づけている短中期における整備事業等の継続的な実施に向けて検討します。

- 総合花巻病院移転整備（県立花巻厚生病院跡地への移転）
- 花巻高等看護専門学校移転整備
- 花巻図書館（生涯学園都市会館（まなび学園）周辺への移転）
- 地域生活基盤施設整備（エセナ跡地を多目的広場として整備）
- 上町花城町線道路整備（道路改良、歩道設置、電線地中化の実施）
- 城内大通り線道路整備（道路改良、歩道設置・実施）
- 集合住宅整備（民間・実施、PPP手法も視野に入れた集合住宅の建設）
- リノベーションまちづくり（遊休不動産活用による小規模事業等の創出）
- 市街地循環バス増設事業
- 保育所整備
- 特定生活介護施設整備
- 未利用地公有施設再活用事業
- 花巻駅橋上化事業



芝生広場整備事業

《石鳥谷駅周辺の居住誘導区域における事業》

石鳥谷地区における居住誘導区域においては、「宅地造成事業」「道の駅関連整備事業」などの事業化に向けた検討を行います。

- 道の駅「石鳥谷」関連整備（内装改修や機能・駐車場等の再整備）
- 石鳥谷駅周辺の宅地造成（民間による宅地造成）

《大迫地域（地域の拠点）における誘導事業》

- 大迫中学校改築
- 大迫学校給食センター建築（仮称）
- 大迫多目的広場整備（国道 396 号沿いの多目的広場を再整備）

《東和地域（地域の拠点）における誘導事業》

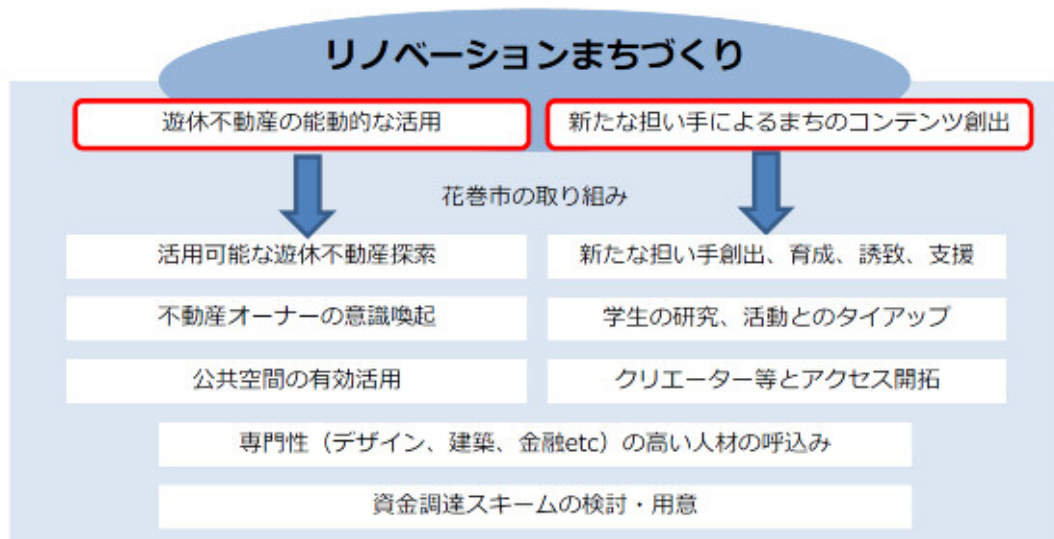
- 東和コミュニティセンターの整備
- 東和地域旧小中学校の建築用途変更に伴う改修

(2) ソフト事業など今後の誘導に向けた施策の検討

居住誘導区域外から区域内への住み替えを促進するためには、商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積した利便性の高い市街地を形成する必要があります。

また、社会状況や居住者ニーズの変化に対応した取り組みを進めていく必要があります。

- 居住誘導施策によって空き家や跡地が増加した区域外において既存集落における空き家や跡地については、移住・定住推進事業における空家・古民家活用の斡旋などの事業と連携して適正管理に向け対応します。
- まちなかは居住や生活サービス機能だけでなく、働く場としても重要です。リノベーションまちづくり事業として、空きビル等を活用し、そこに新しいビジネスを創出していく「家守[※]構想」を策定するとともに、まちなかにおける働く場を創出していきます。



※家守とは、ビルオーナーから空室を借り入れ、そこに新たな経済の担い手を呼び込むとともに、こうしたテナントと地域企業や住民などとの交流や連携をプロデュースしながら、地域経済の活性化やコミュニティの再生を目指す民間事業です。

- リノベーションまちづくりによる新しいビジネスの創出など、都市機能の再構築に向けた公的不動産の積極的な活用を図ります。
- 定住促進の支援として、U I J ターン希望者のための相談窓口を設置するなど、花巻市への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取組みます。また、観光振興活動による交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化や移住促進を図ります。
- 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。
- 居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

【居住の誘導に向けて想定される施策】

- ① 将来花巻市の担い手となる若者、子育て世帯、新婚家庭の定住促進
 - ・子育て世帯等定住促進事業
 - ・世代間交流集合住宅整備
- ② 既存ストックを有効活用した良好な住宅ストックの活用
 - ・リノベーションまちづくり（家守構想）
 - ・空き家再生等推進事業（空き家の活用、戸建、共同住宅リフォーム補助）
- ③ まちなか居住の魅力向上
 - ・公民連携推進事業
 - ・高齢者居住支援事業
 - ・公共交通確保対策事業
 - ・地域福祉連携対策事業

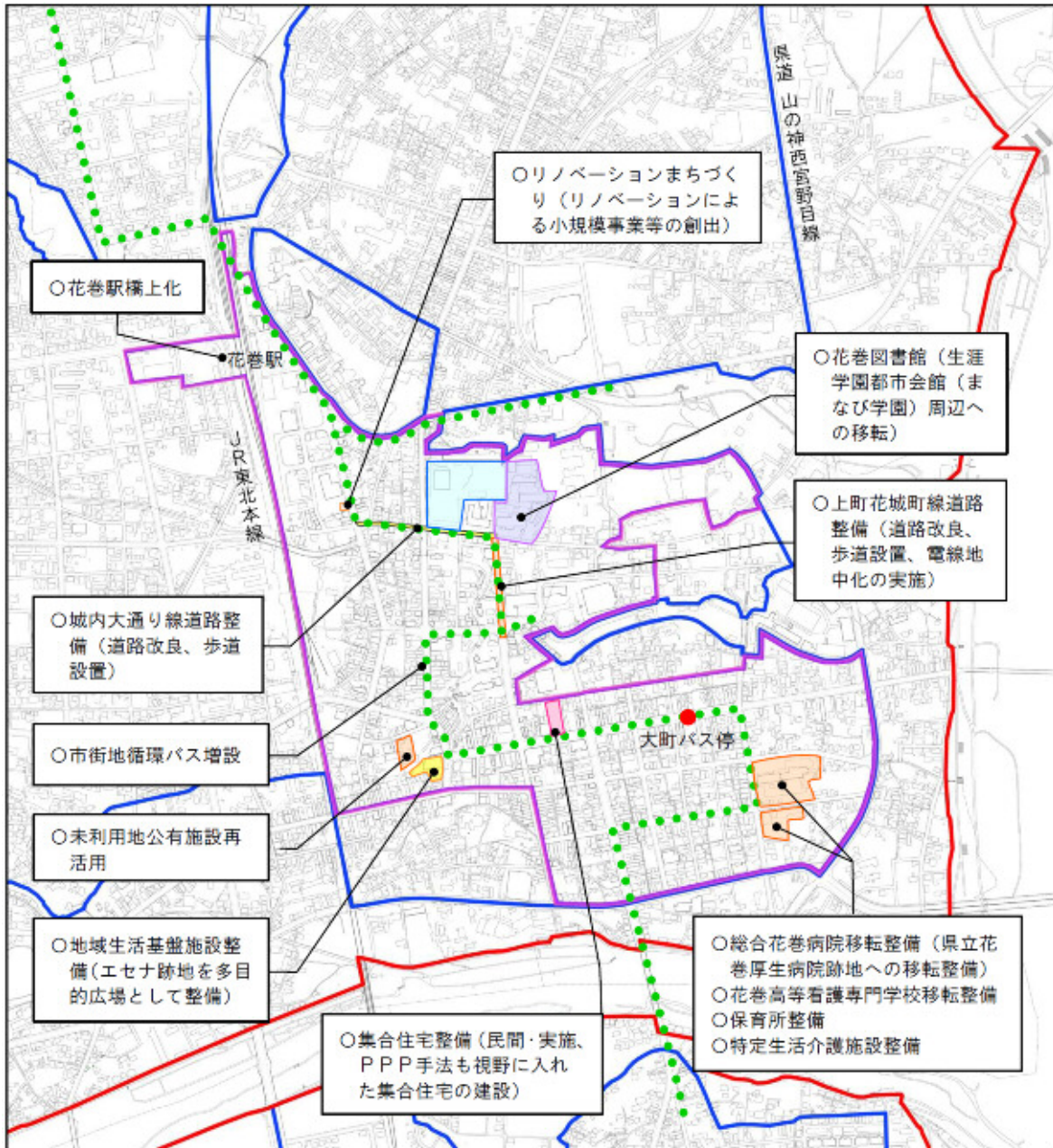
《花巻駅周辺地域》

花巻駅周辺地域においては、想定される上記の事業のほか、都市機能誘導区域内における各種事業を展開し、魅力ある中心市街地の再生による、まちなかへの居住を誘導します。

《石鳥谷駅周辺地域》

石鳥谷駅周辺地域においては、地域住民の生活に密着した生活サービス施設が立地しているものの、空き店舗・空き家も多く介在していることから、上記の施策に加え、商店街を中心としたまちの再生を展開していきます。

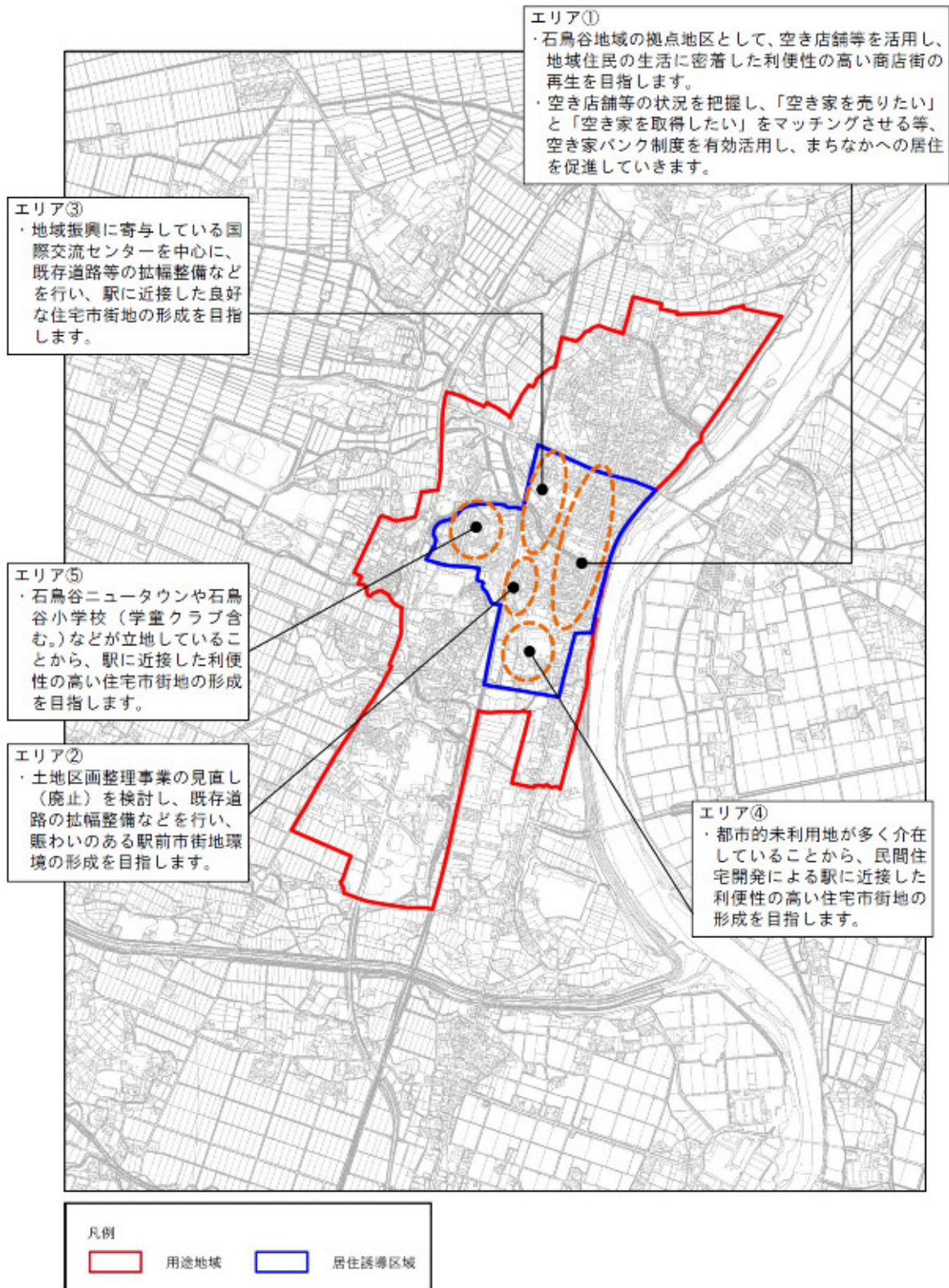
《都市機能誘導区域で想定している事業》



《凡例》

| | | | | | | | |
|---|-------|---|--------|---|----------|--|------------|
|  | 用途地域界 |  | 居住誘導区域 |  | 都市機能誘導区域 |  | ふくろう号路線ルート |
|---|-------|---|--------|---|----------|--|------------|

《居住誘導区域（石鳥谷地区）で想定している事業》



(3) 公共交通網の形成

1) 公共交通網再編に向けた基本的な方針

公共交通を必要とする市民にとって、通勤・通学、買い物、通院等、日常生活における移動がより利便性の高いものにするとともに、観光地としても知名度の高い花巻市として、他地域からの来訪者に対してもわかりやすく、利用しやすい公共交通網の形成を目指します。

また、地域公共交通は、地域の理解と協力がなければ維持は不可能であり、今後もより多くの方の利用につながる積極的な情報発信に努めていくとともに、地域の特性や需要により適合した公共交通のかたちを検討・実施していきます。

これらのことを踏まえ、「立地適正化計画」との整合を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与すべく、拠点間を結ぶ幹線軸を長期的に維持できる地域公共交通網の形成を目指します。

2) 具体的な方策

- 各拠点が連携可能な公共交通網の形成を図るため、幹線系統を維持していきます。
 - ・花巻中心拠点～石鳥谷地域拠点
 - ・花巻中心拠点～隣接市町（北上市）
 - ・石鳥谷地域拠点～大迫生活拠点
 - ・花巻中心拠点～東和生活拠点
 - ・花巻中心拠点～大迫生活拠点
 - ・大迫生活拠点～隣接市町（紫波町）
- 各拠点周辺の公共交通サービス圏外を予約応答型交通で補完していきます。
- 中心市街地内の循環バスの拡充による利便性向上
 - ・中心市街地内の循環バス
- 観光系統の維持
 - ・台温泉～花巻温泉～花巻市街地
 - ・花巻南温泉等の観光地～花巻市街地

| 現状（H27年） | | 将来（H35年） | |
|-----------------|------|-----------------|------------------|
| 路線バス （幹線系統） | 6路線 | 路線バス （幹線系統） | 6路線 |
| 路線バス （支線系統） | 16路線 | 路線バス （支線系統） | - |
| 路線バス （観光系統） | 2路線 | 路線バス （観光系統） | 2路線 |
| 循環バス （ふくろう号） | 1路線 | 循環バス （ふくろう号） | 1路線 |
| 計 | 25路線 | 計 | 9路線 |
| 予約応答型 乗合交通 | 2エリア | 予約応答型 乗合交通 | 市全域を対象に 拡大を検討 |
| | 1系統 | | |

図 地域公共交通網図（現況）

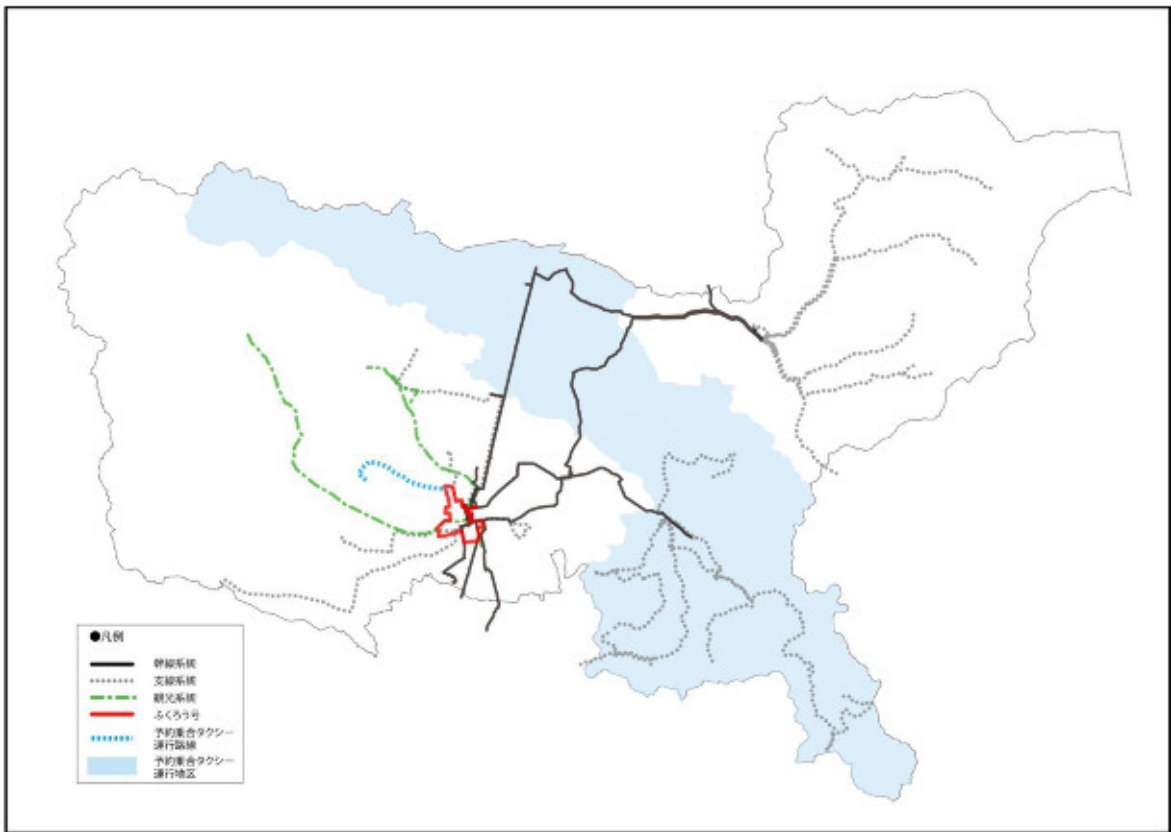


図 地域公共交通網図（将来像）

